#### 付議第1号

### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則(昭和43年高知県教育委員会規則第6号)の一 部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則(平成 4年高知県教育委員会規則第1号)第2条第3号の規定により議決を求めます。

・ 高知県教育委員会事務委任規則 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

\_\_\_\_\_

## 教 育 委 員 会 規 則

-----

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第一号

#### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則(昭和43年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第18条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題 調査委員会に関すること。

第40条の表中

高知県スポーツ推進審議会

スポーツ 健康教育 課

を

高知県スポーツ推進審議会

スポーツ健康教育

高知県いじめ 問題調査委員 会 高知県いじめ防止対策推進条施行条例(平成26年高知県定場の第59号)第15条の規定に方はる高知県いじめ防止基本に針る高知県におけるの対策の大事態が県立学校で

発生した場合における当該事

人権教育課

実の確認及び調査に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する 建議に関する事務

に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

#### 1 改正の目的及び内容

高知県いじめ防止対策推進法施行条例第3条の規定により設置される「高知県いじめ問題対策連絡協議会」及び同条例第14条の規定により、教育委員会の附属機関として設置される「高知県いじめ問題調査委員会」に関する事務を人権教育課の分掌事務に追加するとともに、「高知県いじめ問題調査委員会」を附属機関の担任事務等を規定する高知県教育委員会行政組織規則第40条の規定に追加しようとするものである。

#### 2 施行期日

公布の日

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第18条 人権教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)  $\sim$  (4) 略
- (5) 高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会に関すること。
- <u>(6)</u> 略
- (7) 略

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担任事務	所管 課
教科用 図書選	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	' '
産業教	産業教育振興法(昭和 26 年法律第 228 号)第 12 条の規定 による産業教育に関する重要事項の調査審議及び当該重 要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関す る事務	高等 学校 課
社会教	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規 定による社会教育についての教育委員会に対する助言に 関する事務	生涯 学習 課

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

第 18 条 人権教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(4) 略

- <u>(5)</u> 略
- (6) 略

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 附属機関の名称、担任事務及び所管課は、次のとおりとする。

名称	担任事務	所管 課
教科用 図書選	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項の規定による市町村教育委員会等の行う採択に関する事務についての県教育委員会の行う指導、助言又は援助に関する事項等についての調査審議及び県教育委員会に対する建議に関する事務	
産業教		高等 学校 課
社会教	社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 17 条第 1 項の規 定による社会教育についての教育委員会に対する助言に 関する事務	生涯 学習 課

高知県	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 2 項の規定	生涯
立図書	による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	学習
館協議		課
会		
高知県	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関す	生涯
生涯学	る法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項	学習
習審議	の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推	課
会	進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関す	
	る教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	
登録審	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条	文化
查委員	第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値	財課
	のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値の	
	ある刀剣類の鑑定に関する事務	
高知県	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第4	文化
文化財	4条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事	財課
保護審	項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に	
議会	対する建議に関する事務	
高知県	スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に	スポ
スポー	よる地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関	ーツ
ツ推進	する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育	健康
審議会	委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育
		課
高知県		
いじめ	条例第59号)第15条の規定による高知県いじめ防止基本	
問題調	方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策	課
查委員	の実施並びに重大事態が県立学校で発生した場合におけ	
<u>会</u>	る当該事実の確認及び調査に関する事項の調査審議並び	
	に当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事	
	<u>務</u>	

高知県 立図書 館協議 会	図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条第 2 項の規定 による図書館運営に関する意見陳述に関する事務	生涯 学習 課
高知県 生涯学 習審議 会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成2年法律第71号)第10条第2項及び第3項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	生涯学習課
登録審查委員	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条 第3項の規定による美術品若しくは骨とう品として価値 のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値の ある刀剣類の鑑定に関する事務	文化 財課
高知県 文化財 保護審 議会	高知県文化財保護条例(昭和36年高知県条例第1号)第44条の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議並びに当該重要事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	文化 財課
高知県スポ推進審議会	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議及び当該重要事項に関する教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スー健教課

調査結果

の報告

県を挙げた 取組の推進

## 高知県いじめ問題対策 連絡協議会

法14条①

役 割…いじめの防止等に関係する機関及び団 体が連携を図り、いじめの防止等のた めの対策を総合的に推進する。

構成員…知事、学校、県教育委員会、市町村教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、県警察本部、その他の関係機関・団体に属する者並びに学識経験を有する者

重大事態等 への対応

## 県立学校

## 教育委員会

法14条③ 法28条①

## 高知県いじめ問題 調査委員会

役 割…<br/>
回県立学校で発生した重大事態に係る事実関係<br/>
の確認・調査を行う。

※調査を設置者として教育委員会が行う場合

◎必要に応じて、いじめの防止等のための調査 研究等、有効な対策を検討するため専門的な 見地からの審議を行う。

構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的 な知識又は経験を有する者その他教育委員会が 適当と認める者

## 議会

再調査結果 の報告 の報告 (県立学校の場合)

知事

調査結果 の報告

私立学校

法30条② 法31条②

## 高知県いじめ問題 再調査委員会

役 割…法第28条第1項の規定による調査の結果につい て、必要に応じて調査(以下、再調査)を行う。

構成員…教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的な知識又は経験を有する者その他知事が適当であると認める者。ただし、調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と特別の利害関係を有する等調査審議の公平性及び中立性が損なわれると認める者については、委員としない。

※市町村も同様の対応が必要

# 高知県いじめ問題調査委員会 (教育委員会の附属機関)

## ◎いじめ防止対策に係る調査審議

必要に応じて、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的見地からの審議を行う。

法14条③

報告

## ◎重大事態の調査

県立学校において発生した法第28条 ①に規定する重大事態に係る事実関係 の確認・調査を行う。

(調査を設置者として県教育委員会が行う場合)

調査にあたる委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者を除く。

委員

10人以内(任期:2年)

学校関係者

PTA関係者

市町村教育委員会関係者

学識経験者

弁護士

精神科医

臨床心理士

※必要に応じて臨時委員を置く

3\*

## ≪県教育委員会≫

- ①知事へ重大事態発生の報告
- ②調査主体の決定
- ③調査の実施(学校または県教委※)
- 4 知事へ調査結果の報告
- ⑤調査結果を踏まえた措置

≪県立学校≫

重大事態の 発生 報告

法28条①

≪知事≫